

更生保護施設のエスノグラフィー

—「問題」・「変容」・「処遇」を焦点に—

研究代表者

中央大学大学院 文学研究科 社会学専攻

相良 翔

1. はじめに——本研究の目的

本研究は犯罪者・非行少年の社会内処遇の重要な担い手である更生保護施設においてフィールドワークを行い、社会的に考察するものである。

平成 24 年度の『犯罪白書』によると刑務所や少年院などの矯正施設入所者の総数は減少傾向であるものの、入所者のうち再入者が占めている割合が上昇傾向にある。その状況から鑑みるに、犯罪者・非行少年の更生を巡り、厳しい状況が続いていると言える。また、「刑の一部執行猶予制度」が盛り込まれた改正刑法が 2013 年 6 月に衆議院本会議で可決、成立するなど社会内処遇の拡充も要請されている。

以上のような状況下で、我が国における犯罪社会学の中で「犯罪者になるまでの過程」へ関心だけでなく、「元犯罪者の立ち直りの過程」も着目されつつある（津富編著 2011）。つまり「犯罪者」・「非行少年」とカテゴライズされた人びとのその後の人生に注目が集まりつつあると言える。

その一方で社会内における元犯罪者・元非行少年の社会復帰を支える場に注目した研究は決して多くはない。その現状を踏まえ、本研究では更生保護施設に焦点を当てる。更生保護施設についての研究は法務総合研究所を中心にその積み重ねがあるものの、再犯防止に有効な処遇の解明に焦点を当てた研究がほとんどである。それに対して、

本研究ではフィールドワークを行い、更生保護施設におけるミクロ相互行為論的な視点に立って、職員と在所者の相互行為から、両者の更生に向けての問題の共有と在所者の変容過程について分析・考察を行う。

2. 更生保護施設の概要

ここで本研究において着目する更生保護施設の概要について述べておこう。更生保護施設は 1995 年に制定された更生保護事業法に基づき、法務大臣によって認可された民間団体である更生保護法人が主に設置する施設である。それ以前は更生保護会と称されていた。

2013 年 10 月時点で全国に 104 か所存在する。合計定員は 2340 人であり、定員が 20 名以下の施設が約 77%を占めている。男子専用の施設がほとんどであるが、女子専用の施設や男女共用の施設も存在する。施設入所対象者のほとんどは保護観察や更生緊急保護の対象者であり、保護観察所の委託をもって施設に入所する。また、対象者の多くが頼るべき親族や知り合いがいない状況である。

2-1. 更生保護施設の起源と現状

更生保護施設の起源は江戸時代に存在した石川島人足寄場といわれる。この施設は、当時（1790 年）の老中である松平定信が設けたものであり、犯罪者や無宿者（路上生活者）に対して、大工や

農業などの仕事を覚えさせ、改心したものを釈放させた。その際には就職先や耕地などを探して、釈放された者の自立生活を支えた。

現在の更生保護施設の原型になったと言われるのは、金原明善と川村橋一郎らによって 1888 年に設立された「出獄人保護会社」（現在の静岡県勸善会）である。この施設は、ある釈放者が社会のどこにも受け入れられず自殺をした事件をきっかけとし、改心した元犯罪者を受け入れる環境が必要であるという理念の基に始められた事業である。その内容としては、出獄したものを収容して、その身分を保証し、就職を斡旋したりするものであった。

現在、更生保護施設は変革の時代にある。例えば、2000 年に作成された「更生保護施設の処遇機能の充実化のための基本計画」に示されるように、刑事施策機能を高めるために処遇の専門化が図られており、公的な側面が強くなった（今福 2005）。また 2002 年の犯罪者予防更生法・更生保護事業法の改正より、被保護者に対して生活指導を行うという名目で被保護者に対して SST（Social Skills Training）などの集団処遇を中心とした教育的な処遇を行う法的根拠が整えられ、2006 年に開かれた「更生保護のあり方を考える有識者会議」では「強靱な更生保護」という名のもとに更生保護施設の処遇化に向けた改革が示された（岡田 2006）。すなわち、更生保護施設は福祉的機能をそなえつつも、処遇施設として教育的機能も求められている施設とされている。2008 年には更生保護法が施行され、社会内処遇の専門施設として法的にも定められている。

そして、2008 年から 57 か所の更生保護施設に福祉的ニーズをもつ入所者への社会生活の場の調整のために社会福祉士が、また 2013 年には薬物依存をもつ在所者に対する回復プログラムを実施するための専門職員が 5 か所の施設で配置されるな

ど将来にむけて色々な方策が練られている。

2-2. 更生保護施設の処遇の流れ

更生保護施設における処遇の内容は宿泊場所や食事の給付、生活態度に関する指導、金銭管理に関する指導、就労指導、SST などの専門的な処遇が行われる。ここで一般的な成人男子対象の更生保護施設における入所から退所までの大まかな処遇の流れを記述すると以下ようになる（相良 2013）。

入所初期の処遇として主に行われるのは住民票の異動である。在所者を施設の住所に異動させない限り、受けることができない社会的サービスが多い。例えば在所者の中には持病を抱えており、医療機関等にすぐに受診が必要な場合があるが、国民健康保険証がなければ医療費は全額負担になってしまう。それはもちろん在所者にとって大きな経済的負担になる。また在所者が高齢の場合は、住所の設定が無くては年金の手続きができない。

しかし、住所を設定することにより露見される問題もある。その中で典型的なのは多重債務の問題である。住所を異動することにより、債権回収会社からの通達が届くことになる。時効になっているケースもあるが、それ以外の場合は法的な措置を取らなくてはならない。その場合は法テラスなどの機関を利用して、対応することになる。

その後に行われる主な処遇は就職指導である。各施設には協力雇用主がおり、その会社に在所者の就労を願い出ることがある。また最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）において保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対する就労支援が行われている。それゆえ在所者の中にもその制度を利用する人がいる。就職が決まった在所者にはその賃金を貯蓄するように指導される。退所後に住む場の 1 ヶ月分の家賃と光熱費程度は毎月貯蓄することが望ましいとされる。

生活の基盤が安定すると、犯罪を起こすことにつながった問題に対して、取り組んでいくための処遇がなされる。ここで念頭に置かれていることは在所期間にすべての問題を解決することではなく、退所後においても引き続いてその問題に取り組んでいくための力をつけるための処遇である。その例として、在所者の中にはアルコール・薬物・ギャンブル・性など依存（症）を抱える在所者への処遇が挙げられる。保護観察所においても特別な処遇が行われているが、施設においても精神科クリニックやセルフヘルプ・グループなどの協力を得て、ミーティングなどの形式による処遇がなされる。またそれ以外にも、SST や自炊の方法を学習するための料理教室なども行われている。

最終期の処遇として行われるのは、退所後の生活の場の確保をすることである。在所者はいずれ施設を退所することになり、その後の生活先を決めていかなくてはならない。ただし平均的に3ヶ月ほどの在所期間で自立に向けた資金を貯めることは難しい上に、資金があったとしても保証人などの問題でスムーズに地域生活に移行できない場合がある。それらの問題に対して、状況に応じた処遇を行う。また、就労自立が困難な在所者へは福祉施設等へ繋げることも必要となる。

3. 先行研究レビュー

3-1. 更生保護施設における処遇のあり方に関する研究

2節では更生保護施設の概要について簡潔に記述した。3節では更生保護施設を対象とした先行研究について言及する。前述した通り、そのほとんどが法務総合研究所によって行われた更生保護施設における処遇のあり方に関する研究である。例えば、伊福部（1990：247-282）では更生保護施設（この当時は更生保護会）の実態を把握し、その中で施設に期待できる能力は何か、それを見出

して助長することを目的として全国の更生保護施設在所者に対する量的調査を行い、分析を試みている。その結果をもって更生保護施設における新しい処遇理論の構築の提案を行っている。

また、今福（2002）では更生保護施設における面接調査・量的調査等をもって「あるべき処遇」や「効果ある処遇」を実証的に提案することを目的に研究を行った。その結果、「更生を見込める円満な退所」のモデルが存在しており、それを目指すことで退所後の再犯を減らすことが期待できるということを示した。それゆえに施設が有する特徴に基づいて、在所者の再犯リスクに焦点を合わせた処遇を展開することが望ましいとした。

伊福部（1990）や今福（2002）に関する詳細な記述は省略するが、重要な共通点としてはこれらの研究は科学的な証拠に基づいた、いわばエビデンス・ベースドな方法を用いた処遇や政策のあり方を提案するために実行されたものである（今福2005）。

しかしながら、「エビデンス・ベースド」に対しては留意すべき点が存在する。広田（2012）によれば、エビデンス・ベースドな処遇方法に関しては第一に科学的手続きで検証されていないからといって「効果」がないとは言えない点、第二に「効果」が科学的手続きで検証された手法だけを採用すればよいわけではない点、第三に固有の社会的・文化的文脈によって「効果」の有効性が反映している点を指摘している（広田2012：38）。つまり、エビデンス・ベースドな処遇構築を目的とした研究は数あるうちの1つの答えなのであり、唯一の答えではないのである。

また、処遇構築自体を研究の目的とすることは処遇を担う者から見た施設在所者への処遇のあり方、いわば「立ち直らせ方」という側面のみしか描き出せていない。そして、上記の先行研究は再犯リスクの減少だけに焦点を合わせている。すな

わち、「施設在所者は再犯を起こすこと」を前提としていることも限界と言える。

それゆえに上記の先行研究では施設在所者の立ち直りに関して限定的にしか描けていない。施設在所者は再犯を望んでいるわけではなく、彼らなりの「立ち直り方」があり、それを更生保護施設は支えようと試みている側面もある。今後の更生保護施設のあり方に関して論じていく上では、施設在所者の社会的世界を描くことも課題になっていると言える。

3-2. 更生保護施設の社会的世界の記述

「施設」という空間の社会的世界を記述した研究となると、まず思い浮かべるのが『アサイラム』(Goffman1961=1984)であろう。ゴフマンが述べるように「どんな人びとの集団も—それが囚人であれ、未開人であれ、飛行士であれ、また患者であれ—その人びと独自の生活〔様式〕を発展させること、そして一度それに接してみればその生活は有意味で・理にかなっており・正常」(ibid : i -ii)なのであり、「そのような世界を知る良い方法は、その世界の人びとが毎日反復経験せざるを得ぬ些細な偶発的な出来事をその人びとの仲間になって自ら体験してみる」(ibid : ii) 必要がある。

例えば、『アサイラム』において全制的施設に入所することにより、「施設に入所する時点まで自明とされていた生活様式ならびに習慣的な活動」(ibid : 14) に伴う役割を剥奪され、「在所者」という役割に移行するまでの儀礼が施設生活の中に埋め込まれていることを描き出している。

一方で更生保護施設は、生活に関する規則は存在しており、「半」制的施設とは言えるが、ゴフマンが挙げていた全制的施設の特徴とは異なる点も多い。更生保護施設在所者の多くは全制的施設の代名詞とも言える刑務所や少年院での生活の後に、施設に入所している。つまり、更生保護施設は刑

務所からの「退所不安」(ibid : 72-76) を和らげ、そして十全とは言えないまでも、司法プロセスを通じて喪失した役割を回復させる場所、犯罪からの立ち直りの実践を行う場所になるとも言える。これらの点について検証する必要がある。

しかし、更生保護施設へのフィールドワークを通じて行った研究はほとんど存在しない。その一例としては松嶋(2005)が挙げられるがSSTという特定の場面に着目したものであり、施設生活を通じた非行少年の立ち直りに焦点をあてたものではなかった。

そこで本報告では、①更生保護施設在所者はどのようなことを立ち直りに向けた「問題」であるか、②その「問題」を解消していくなかで在所者はどのように「変容」していくのか、③施設職員がどのように在所者を「処遇」するのか、この3点を焦点にしてフィールドワークを行い、得られたデータをもとに分析・考察を行った。以降の節において調査方法、分析、考察について記述した。

4. 調査方法

4-1. 更生保護施設 X でのフィールドワーク

調査者は、2011年4月から2013年10月時点まで都内にある更生保護施設 X (以下、X) に常勤補導員として参与し、調査を行っている。調査者は週4日の勤務し、勤務時間は14時から22時までとなる。

Xには2010年12月に参与観察調査の願い出をした。その際、最初は週1日ほど事務所に在室させてもらい、そこでフィールドノーツなどの記録を取らせてほしいと願い出た。そして、2011年2月にXからその返事をもらった。返事としてフィールドワークの許可を得ただけでなく、常勤補導員として勤務しないかという誘いを受けた。常勤補導員として現場に参与をすることができれば、

より長い時間更生保護施設という現場に参加することができると考え、その誘いを受けることにした。ただし補導員としてXに参加することになれば、場面によってはX在所者と権力的な関係性にならざる負えなくなってしまうので、その点は注意しながら調査をおこなっている（相良 2012）。

なお、インタビュー調査も行っており、以下の表の通り現在までに6名の方に協力していただいた。場所は施設Xの面接室、時間はおよそ2時間から3時間で行った。インタビュー調査を行う際にはできるだけ退所間際の在所者に打診し、施設での生活に影響がないように注意した。なお、DさんとFさんに対しては退所後においてもインタビューを行っている。

表：Xでのインタビュー対象者

名前	年齢	在所歴	調査日時
Aさん	30代後半	約3ヶ月	2012年5月
Bさん	40代後半	約6ヶ月	2012年5月
Cさん	30代前半	約4ヶ月	2012年8月
Dさん	50代前半	約9ヶ月	2012年8月
Eさん	30代後半	約6ヶ月	2013年2月
Fさん	30代前半	約6ヶ月	2013年3月

4-2. 更生保護施設Yでのインタビュー調査

本研究では少年対象の施設であり、地方都市に存在する更生保護施設Y（以下、Y）においてもインタビュー調査に協力していただいた。より多くの施設へインタビュー調査を行い、比較検討することも検討したが、1年半の助成期間から鑑みて、複数の施設に対して「浅く」調査を行うことよりも、2か所ではあるがその内容を充実させた。

調査期間（それ以前も含み）においてはGさんとHさんへの複数回に渡るインタビューとYスタッフに対するインタビューを行った。場所はYの

一室を借りて、時間はおよそ1時間から2時間で行った。

なおGさんとHさんは両名とも20代前半である。Gさんは2011年7月から、Hさんは2012年2月からYに入所している。Gさんに対しては2012年1月から2013年8月までに計8回、Hさんに対しては2012年5月から2013年8月までに計6回のインタビューを行っている。Gさんは2度目の少年院入院における仮退院の帰住地として、Hさんは1度目の少年院入院における仮退院の帰住地としてYに入所した。両名ともすでに保護観察期間は過ぎており、自立に向けた準備などのために今もYに在所している。なおGさんはボランティアスタッフとしてもYに関わっている。

表：Yでのインタビュー対象者

名前	年齢	在所歴	回数（日時）
Gさん	20代前半	約2年	8回
Hさん	20代前半	約1年半	6回
施設長	—	—	2011年9月
Iスタッフ	—	—	2013年2月

以下の節では本調査で得られたデータをもとに分析・考察を行っていく。

5. 分析

5-1. 犯罪・非行から立ち直る上での「問題」

Xの場合

以下のDさんの語りの通り、X在所者は矯正施設とのギャップのなかで「自由」を感じる。しかし、それは自律した生活を求められることの裏返しと意味づけ、その「問題」をどうにか解消することをXから求められていると読み取る。それはもちろん今後の自身の人生における「問題」であった。

D: うん。気楽にやれた反面ですね、逆にしっかりしないと恐らくその、何ていうんでしょうか、ある程度自由にはやらせてくれてるんでしょうけども、それも全く、何つーんでしょう、本人の自主性に任せてやらせてくれてるんだと思うんで、その分しっかりしたことしないとここを出なきゃなんないようなことになるんだろうなと思ったので。(以下の下線強調は調査者、またRは調査者をさす。)

そのなかでX在所者が「問題」の解消実践として共通して取り上げていたのは就労であった。刑務所と社会生活とのギャップが少しずつ埋まってくると共にX在所者は就職を試みていく。Xは帰住先として受け入る第一条件として体力的に就労自立が可能な状態であることを挙げる。それゆえにX在所者は出来るだけ早期に仕事に就くことを促される。また、在所者自身も経済的な問題があり、すぐに給料の支払いがある日払いの仕事を中心に就職活動を行う。実際にX在所者の多くは建築業、派遣業、ポスティングなどの仕事を中心に就職する。

X在所者が就労する際、前科があるという「事情」を隠しての就職か、もしくは「事情」を知っている会社への就職が多くなる。後者の場合はハローワークを通じての就職かXの協力事業主である会社（主に建築業）への就職が挙げられ、X在所者は「パッシング」を行う必要がなくなる。だが、前者の場合は「パッシング」(Goffman 1963=2009)を行いながら就職することになると考えられる。しかし、インタビュー調査協力者の大半は派遣業についており、その際には「パッシング」の必要もなく、仕事をこなすことが出来ていた。例えば、Bさんは同じ日に在所者2人で登録に行っても自動的に処理をされたと語り、「こん

なもんだな」という印象を持ったと語る。

B: で、「まずいんじゃないかね、住所一緒だよって。だから俺は、あの、自分の部屋番号を書いてね。なんまる何号室(笑)

R: いや、まあでも、そうするでしょう。おかしいもんね。同じ住所の人はいるだろうけど、同時に来るのはおかしい(笑)

B: おかしいでしょ、やっぱ。「いや、やべえな」と思ったけど、あっちそれでも触れなかったからね。御社にFAXして終わりだったからね。

R: これ、ごめんね。面白って言っちゃあれだけど。触れなかったんだ。「ラッキー」と思った?

B: いや、こんなもんだらうなって。こんなもんだよ。

また、X在所者にとって就労は施設生活における秩序形成の1つの要因として捉えられている。例えばBさんは、仕事をしていない人の方が仕事をしている人よりも食事や入浴などを「一番乗り」でできることなどに対しては異議を持っていた。

B: 仕事してない人、大嫌いだ俺。

R: (笑)

B: いや、金があって全然大丈夫だと。金があって、俺だって金あって、余ってんだって、だったら遊んで暮らしたいよ。金もねえのに仕事しねえやつは、もう俺も理解できないって。話したくもないって。

R: ああ、なるほどね。

B: そういうやつが、なんで先に風呂入ってるのって。飯とか一番最初だしよ、おかしいなって(笑)

もちろん、就労は在所者間の「異議」を生み出すだけではない。X 在所者はお互いを「悪い人間」と見なし (D さんインタビュー)、距離を置いた関係性を形成していた。しかし、殺伐とした関係性ではなく、刑務所経験や仕事について話すことによる交流もあった。以下の語りのように特に派遣業というヨコのつながりが築きにくいなかで、仕事の情報や愚痴などを在所者同士で話すことができたことは良かったと評している。

E: (略) でもやっぱ、ねえ、ここにいる限りは、(在所者と) 私生活っていうのもやっぱ共にしてるから、その、会社の、仕事の愚痴を、その、一緒に行ってた人で、まあ、愚痴ったり、「明日どこだよ?」って言って。まあ「最悪だね」とか「いいなー」っていう会話できたのはすごく、うん、よかったから。

F: (在所者との関係は) 先につながんないしね。でも、(在所者と) 話すのって、ほんと笑い話しかないから。実際に、ま、仕事、仕事のその愚痴の話も笑い話にしかなんないし。あの一、刑務所でこういうことがあったんだよねーみたいな。そんな話ばかりだから。

このように X 在所者にとって立ち直る上の「問題」は自律した生活を送ることであり、その解消実践として就職とその継続を意味づけていた。また就労は X 在所者間での関係性を形成するための資源の中心となっていた。

Y の場合

Y 在所者である G さんと H さんも「問題」の解

消実践として「就労」を挙げていた。なお G さんと H さんの場合は 5-2 で記述するように「変容」した自己を社会の中で維持することが「問題」であった。G さんの場合、Y に入所してから 1 ヶ月後から施設の近くにある食品工場に勤め始める。アルバイトから始まったが、今では契約社員になるなど比較的順調に勤務している。G さんは仕事のスケジュールにそって生活を整えていると以下のように語る。

G: そうですね。僕、ほぼ仕事もう第一になってるんで。仕事のために睡眠時間も「何時には寝なあかん」とか考えて。それまでには洗濯も、ご飯とか。いつも毎日ですね。もう計算して過ぎさないってというのがすごい《考えている》。帰ってきたら何してとか、もう帰りながら考えたりとか、そんな毎日です。結構、忙しいっちゃ忙しいです。[2012 年 3 月インタビュー]

H さんも仕事を中心に生活を送っている。施設で生活している間は暇が多く、それなら働いていた方が良いと言う。ある時はアルバイトを 2 つ掛け持ちして、30 日連続で勤務したと以下のように語る。

H: まあそうですよ。でもまあ何か、まあ特にするこもなかったんで、まあ、やっぱ働いたほうが、まあ、お金にもなるし、暇だったら暇だったで、何かきょうも仕事行きたいなあみたいに思ったりするんで、まあ、何か、まあ 30 連勤のときは、まあ自分結構頑張ってるなあみたいな、何か、はい。[2012 年 8 月インタビュー]

このようにGさんとHさんも「問題」の解消実践の中心として就労を位置付けし、就労に関してポジティブな意味付けをしていた。しかし、賃金の問題・忙しさ・プライベートな問題・将来への焦りなどにおいてネガティブな思いに駆られることもあった。ただ、そのようなネガティブな思いは自身の人生の目標（飲食店の自営、非行少年の立ち直し支援施設の経営、家族形成）を叶えるための資源として位置付けて消化していた。

5-2. 「問題」を解消するなかでの「変容」

Xの場合

5-1で記述したようにX在所者の場合、就労が「問題」の解消実践であった。そして、その中で「受刑者」から「人間」に戻ったことを「変容」として語っている。X在所者のほとんどは刑務所から仮釈放になり、保護観察に付されたものである。そのためか、インタビュー対象者のほとんどが刑務所との対比のなかでXにおいて「人間扱い」されたことについて語っていた。

例えばBさんはXの施設長から「**あんなとこ（刑務所）の生活忘れろ**」と集会で告げられたことが印象に残っていると語る。Bさんにとって刑務所での生活は「人間扱い」を受ける場所ではなかった。その生活を「忘れない」ということは、Bさんにとっては「人間扱い」を受けないままにいるということと同様であった。しかし、施設長は逆のことを述べた。Bさんは施設長の経験からの発言だと推測し、立ち直る際には「刑務所での生活」を忘れなくてはならないのだと考え、それは同時に「人間扱い」の経験として位置づけられた。

B：自分ね、ここのおやじ（Xの施設長）がさ集会、自分が来たときに初めて集会やったときに言ってくれた言葉がさ、普通

は「（刑務所の）中の生活を忘れるな」と（言われるけど）。

R：ああ、なるほどね。

B：ここのおやじは「そんなことない。あんなとこ（刑務所）の生活忘れろ」と。

Bさんではなく、インタビュー対象者のほとんどが表現を変えながら「受刑者」から「人間」に戻る場所としてXを位置付けていた。またXを刑務所と社会との「クッション」、「間」として、いわば境界として捉えていた。

A：まあそんな違和感はないですよ。まあここはだから普通に社会に出るにはいいクッションがある、なるのかなっては思ってますけども。

C：ん、その一、刑務所にいるときはもう完全に中じゃないですか。もう別世界なんですね。今は間っていう感じがします。

このようにXは「受刑者」から「人間」に戻る場所として意味づけられた。またXは刑務所と社会の「クッション」や「間」と表現されていたように、いわば刑務所と社会の「境界」に存在するものとして位置付けられていた。

Yの場合

GさんやHさんの場合、「変容」をしたのはY入所以前であり、Yはその「変容」した自己を維持している場所であると語る。

例えば、Gさんは2度目の少年院（以降、●少年院）入所がターニングポイントになったと語る。1度目に入所した少年院では早く退院をするために「良い子」を演じ、我慢をして過ごしていた。そのためか二度と入所はしたくないと思いなが

らも、非行をやめようとはまでは思わなかった。そして、1度目の少年院を退院してからも非行を続け、また逮捕されてしまう。その際に鑑別所でも「良い子」を演じ、なんとか少年院送致をのがれようとするが失敗に終わる。2度目の少年院においても最初のうちは「良い子」を演じていたが、不正や教官に反抗するなどのトラブルも起こしていた。そのような状況の中で、Gさんは外部講師の講演を変化したきっかけとする。

G：で、(外部講師の講演を)聞いてたら、なんかコロっとじゃないですけど、ちょっとずつ考え方が変わってきて「おれの人生このまま悪いことをして生きても、何も起らんのちゃうか」とか。自分の中で、こう問いかけ?みたいなのが出来るようになってきて、それでなんかアカンとか思い始めてとか、ありましたし。[2012年1月インタビュー]

またGさんは●少年院の教官によって自分の人生におけるストーリーの転換を促されたと語る。Gさんは自らを「反骨精神」の塊と見なしていた。非行していたときはスリルや快樂などを求めてとことん悪い方向に突き進んでいたが、教官からはその「反骨精神」を善い方向に傾けることが人生の物語として面白いのではと助言されたと語る。

G：けど、そこからまだ更生するためにはいろいろ苦しい部分もあったし、いろいろつらいこともあったけど、それを我慢してちゃんと乗り越えて行って、悪い誘いとかも全部断ったりとか、そういうのもケジメをとりながら頑張っていくって、で、まあ正しいほうで成功して、人脈とかも多くなったりとか。で、「成功しました、

のほうが良くないか?」と言われて。おまえどっちの、自分の人生、物語として考えて、人に読んでもらうとして考えて、どっちがいいんやって言われたんですよ。

[2012年5月インタビュー]

一方でHさんの場合、逮捕されたことが自分を変えたいと思った、そして一番落ち込んだ出来事だったと言う。Hさんは非行が原因で高校を中退し、その後大検をとって大学に進学した。しかし、大学にはほとんど行かずに不良集団との交流を続ける。その中で金銭を工面するために窃盗や強盗などを繰り返す。言うまでもなく逮捕され、少年院に送致になる。

H：まあ、できることなら変わりたいっていう思いは、もう捕まった瞬間からもう思ったんで。[2012年5月インタビュー]

Hさんは比較的長期間少年院に在所していた。その少年院の中で自分の人生を振り返り、「怖くなった」と語る。今までの人生の中で何も達成したものではなく、このまま何も成し遂げられないまま人生が終わるのではないかと思っていた。その中で今後の自分について真剣に考え始めたと言う。

H：もう、いや、もう暇だからっていうか、なんかもうやっぱ、もう今までの人生振り返ると、もう、なんもしてこなかったっていうか。

R：あー、なるほどね。

H：なんか、思い出もないんですよ、ほとんど。「ああ、俺、これやった」みたいな、そういうのもないし。

R：おー、うんうん。

H：あまりなんか、「幸せだったな」みたいな、

そういう思いも、もうほとんどない。
なんか、そういうのを考えると、なんか、
もう、怖くなって、「うわあ、どうしよう」
みたいのがせり出して。

R：怖くなった。へえ。

H：はい。怖くなりました。なんかもう、「こ
のまま人生終わったら、なんかどうなる
んじゃないか」みたいな。[2012年5月イン
タビュー]

このようにGさんとHさんはY入所以前に「変容」したと位置づけていた。そして、5-1で記述したように「変容」した自己を維持するための実践として就労や自身の目標を叶えることを挙げて、Yで実践していた。

5-3. 「問題」を解消に導く上での「処遇」

Xの場合

5-2で記述したようにX職員はその在所者を「受刑者」としてまなざすのではなく、「人間」としてまなざしている。例えば、以下のフィールドノーツの事例がそれを表している。この時、X担当の保護観察官の方が来所し、在所者との面接を行う日だった。その時にJさんについて少々話題になっていた。Jさんはこの時に無断外泊や門限後に外部から施設に上がり込むなどの問題行動を起こし、また不安定な就労状況にもあった。その際に施設長はJさんを「遵守事項違反者」ではなく、「出来の悪い兄ちゃん」と見なし、許容範囲であることを保護観察官に伝えていた。

面接の合間にJさんについての話になり、あまり仕事をしていない様子なので今後どうするかという話になった。すると施設長は「ここにいるから悪く見えるだけで、出来の悪い兄ちゃんみたいなもんですよ」と観察官の方

に伝えていた。[2011.12.15FNより]

しかし、すべてを許容するわけではない。例えば、Bさんは仕事をしているなど「ちゃんとしている」人と「そうじゃない」人への職員からのまなざしの違いがあると語る。実際、職員も仕事を行うことに対しては重要視する規範であり（FN：2012年4月23日）、また就労が不安定であると捉えている在所者に対しては介入を行うことは多い（FN：2011年5月6日）。

B：そうだよ、やっぱね。そういう人に守られてるって、今、見てもらってたんだなと思うと、やっぱ気持ち的にも違ってくるよね。細かいことそつくよりも、できることと、最低限のことはやんなきゃと。で、やっぱ、やっていると、こっちにしてもやっぱ、見ててもやっぱ分かるじゃないですか。ちゃんとやってる人間が出て行くのと、そうじゃない人が出て行くのでは、やっぱ対応違うし。

X在所者は職員から監視されている感覚はないというが、「そうじゃない人」に対する対応の違いは敏感にかぎ取り、十全ではないにしろ「ちゃんとやっている人間」としてみなされるように振舞っていくのである。

Yの場合

Yの場合、X在所者とは違い、以前に自分で社会生活を送ったことがない少年が多く入所する。その中でYの施設長はとにかく目標を明確にさせて、そこに向けて努力させるように促していると下記のように語る。例えば、車やバイクの購入、資格取得など比較的短期的な目標を設定させている。その「訓練」により社会の荒波を乗り越える

力をつけた上で、GさんやHさんが語るような目標の達成があると考えている。

それゆえに制度の枠を超えたとしても、在所少年が自立のための十全の準備ができるまでその生活を保障しようとする。GさんやHさんもすでに保護観察期間を終えても、Yで生活していることがその証明である。

施設長：そうですね。だから上を見させない
というか。その、なんちゅう現状よ
うはね。とにかく一個一個、で、目
標は目標でいいからすぐ近い目標
を決めるわけなんですよ自分。訓練
なんですよ。[2011年9月インタビュー]

目標を明確にさせ、自立準備までの支援を保障するという処遇方針の土台には、スタッフIさんの下記の語りのように、在所少年と同じ目線に立つという姿勢がある。Yは施設長や何人かのスタッフも元非行少年だった方がおり、ある意味自助グループとしての側面もある。そのため在所少年と同じ視線に関しては意識しており、その視点から少年の個性や強みを見出そうとしている。

I:大事にしてることは、そうですね、上から、えーと、見らんことですね。上からものを言ったりですね。極力もう同じ目線、同じ目線、もうその、その子その子に合った目線ですね、で話をすることですかね。これが一番大事と思うし。[2013年2月インタビュー]

Y在所少年は自立にむけた「訓練」の間の生活が保障されることによってゆっくりと確実に立ち直りに向かっていけると言えよう。また、その前提

として在所少年と同じ目線に立てるスタッフがいることも同様に重要である。

6. 考察——更生保護施設の「機能」

6-1. 「トラブル処理屋」としての更生保護施設

5-1で記述したようにXとYの在所者は立ち直りに向けた「問題」を解消する方法として就労を挙げて、語りを展開させていた。だが、「問題」やその解消法はいくつにも広がりを持ちうるものであり、それを明確にし、自身の立ち直りに関する語りを展開することは実はそれほど簡単なことではない。

XやY在所者の更生にむけての「問題」はエマーソンとメシンガーが言うような漠然と不安を覚えるような「トラブル」であったと想定できる(Emerson & Messinger1977)。その「トラブル」はXやYという「トラブル処理屋」が介入すること、つまり5-3で記述したようなまなざしや介入により「問題」が明確になり、解消法も見出され、漠然とした不安も解消していく。それゆえに5-1のように就労を中心として立ち直りに関する語りを展開させたとも考えられる。またYの場合であれば、GさんやHさんはその対象とならなかったが、少年対象の施設であるゆえに教育を受けるという方向に沿って語りを展開する在所少年もいたであろう。

6-2. 「通過儀礼」の場としての更生保護施設

だが6-1のような「トラブル」の解消は、Xは「受刑者」から「人間」に戻る場、Yは「変容」した自分を維持する場であるという前提により達成されると考えることも重要である。そして、更生保護施設には犯罪・非行からの「立ち直り」上の「儀礼」を行う場として捉えることができる。

近年犯罪や非行からの「立ち直り」に関する社会学的研究のなかで儀礼概念、特に「通過儀礼 rite

de passage」概念が注目されつつある（例えば、Ortiz 2008, Maruna 2011）。

ファン・ヘネップによれば通過儀礼はある状態から他の状態、ある世界から他の世界へと移動する際に執り行われる儀礼とされる（Van Gennep 1909=2012）。通過儀礼は3つの儀礼で構成されている。1つ目は日常生活からの「分離儀礼（境界前）」である。ここでは古い自分のアイデンティティを失うための儀礼を行う。2つ目は「移行儀礼（境界）」である。ここでは社会から隔離された時空間に残り、そこで一定期間を過ごす。3つ目は「統合儀礼（境界後）」である。ここでは新しい自分のアイデンティティをもって、新たな世界に統合する儀礼を行う。またヴィクター・ターナーは「移行儀礼」について「リミナリティ」という用語を用いて説明する（Turner 1969=1996）。リミナリティとは社会的な身分が不安定になる状況を指し、移行儀礼の際にはその不安定な状況から保護すると言う。

犯罪や非行からの「立ち直り」を通過儀礼として捉えるときにおいて、「移行儀礼」や「統合儀礼」は社会内処遇のときになされるものであると考えられる。そして、X在所者が社会に戻る上での「クッション」や「間」とXを捉えていたように、またY在所者が「変容」した自己を維持する場所としてYを捉えていたように、在所者にとって更生保護施設はいわばリミナリティから身を守る施設であり、移行儀礼や統合儀礼が終わるまでを保障しうる場所になるのである。そして、その保障のもとで「問題」を解消し、「変容」を遂げ、「変容」を維持するのである。

6-3. 更生保護施設の逆機能

6-1 や 6-2 においていわば更生保護施設の順機能について記述してきたが、やはり逆機能と言えるものがある。

まず 6-1 の場合、就労への促しや維持機能がかって社会的排除を生み兼ねないという点である。先述した通り、更生保護施設在所者の多くが派遣業や日雇い労働などの不安定な就労に至ることが多い。それでも続けていかなければ、自立生活には結びつかないため就労を促さなくてはならない。だが、DさんとFさんの退所後のインタビューから考えるに厳しい状況も垣間見えた。これは更生保護施設や会社が意図して起こすことではなく、社会情勢などによって変動をきたすことである。犯罪者・非行少年の立ち直りと就労市場との関連については更なる調査が必要になる。

また、今回の調査ではXやYでは就労自立を「問題」解消実践の中心としていた。しかし、当然ながら就労をその実践の中心とおけない在所者も一定数存在する。たとえば高齢者、アルコールや薬物などの依存が強い人、知的や精神的などの障害を抱えた人などには就労を「問題」解消実践の中心におけないであろう。就労以外の「問題」解消実践の提供には 2-2 で記述したような外部の社会資源との連携が必要になる。その連携はXとYでも取り組んでいるが、この連携のあり方について検討の余地があろう。

最後に 6-2 であるが、これに関しては犯罪や非行からの「立ち直り」の儀礼を執り行うことができない人が一定数いることも忘れてはならない。更生保護施設の場合、生活環境調整において定員数や施設の「能力」を鑑みて在所できる人をセレクションしている。その時点で「立ち直り」に向けた儀礼自体を執り行うことができない犯罪者・非行少年がいることが証明できる。また更生保護施設の生活のなかで様々な理由により儀礼の執行を途中で断念する人もあるだろう。むしろ「立ち直り」の儀礼の必要がない人に対して強要することは避けなければならないが、重要なのは無条件にそのような儀礼を執り行う場が提供されうるべ

きであるということである。また「立ち直り」の儀礼が遂行されるまでその生活を十全に保障すべきであることも指摘できる。それには更生保護施設の質・量の拡充も方策の1つであるが、行政の縦割りを越えた施設の設立や関連する他団体への運営面での支援の拡充なども図られるべきであろう。

そして、更生保護施設の「逆機能」に関しては更生保護施設の運営努力だけで改善できるもの／できないものの区別を行ない、その上で「逆機能」を収縮させる方法について考える必要があるだろう。

7. 結語

以上、先行研究とは異なった視点から更生保護施設の社会的世界を記述してきた。しかし、本報告書ではまだ「浅い」分析に終わっており、更生保護施設の今後に関する有効な提言には至っていない。だが、本調査中に得られたデータは豊富にあり、まだ読み込んでいく必要がある。また本報告書のそれぞれの分析をもっと深め、各論としてまとめていく必要がある。それらの作業を通じて、総論として博士論文につなげていきたい。

文献

Emerson, R. M. & Messinger, S. L., 1977, *The Micro-politics of Trouble, Social Problems*, 25(2): 121-134.

広田照幸, 2012, 「日本における少年院の教育法」
広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編著『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』17-41, 名古屋大学出版.

Goffman, E., 1961, *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, New York: Doubleday. (= 1984, 石黒毅訳, 『アサイラム』 誠信書房.)
———, 1963, *Stigma: Notes on the*

management of spoiled identity, New York: Simon & Schuster, Inc. (=2009, 石黒毅訳, 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ (改訂版)』 せりか書房.)

伊福部舜児, 1990, 『社会内処遇の社会学』 財団法人日本更生保護協会.

今福章二, 2002, 「更生保護施設における処遇に関する研究」法務研究報告書第89集第3号.

———, 2005, 「政策形成におけるエビデンスの役割」『犯罪社会学研究』30, 48-55.

Maruna, S., 2011, *Reentry as a rite of passage. Punishment & Society*, 13(1): 3-28.

松嶋秀明, 2005, 『関係性のなかの非行少年——更生保護施設のエスノグラフィから』 新曜社.

岡田行雄, 2006, 「更生保護施設の処遇施設化について」 刑事立法研究会編『更生制度改革のゆくえ——犯罪をした人の社会復帰のために』137-159, 現代人文社.

Ortiz, J. A., 2008, *Almost home: Halfway Houses as Liminal Space* VDM Verlag.

相良翔, 2012, 「更生保護施設を『はたらきながらしらべる』——その意義と留意点」『上智大学社会学論集』36, 67 - 83.

———, 2013, 「更生保護施設における処遇の流れと今後の課題」伊藤富士江編著『司法福祉入門——非行と犯罪への対応と被害者支援 (第二版)』234-235, 上智大学出版.

Turner V., 1969, *The ritual process: Structure and anti-structure*. Ithaca, NY: Cornell. (=1996, 富倉光雄訳, 『儀礼の過程』 新思索社.)

津富宏編著, 2011, 『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』 現代人文社.

Van, Gennep., 1909, *A. Les Rites de Passage, Etude systematique des ceremonies*, Librairie Critique, Paris. (=2012, 綾部恒雄・綾部裕子訳, 『通過儀礼』 岩波文庫.)